

第 5 号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

15	いじめ防止対策推進法 （平成25年法律第71号）第14条第3項の規定により置かれる 附属機関	会 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる 場合については、日額以外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
16	いじめ防止対策推進法 第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる 附属機関	委 員 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる 場合については、日額以外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
		調 査 委 員	日額23,100円	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1第16号」を「別表第1第18号」に改める。

（提案理由）

熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。